

No.136

みんなで進めよう
茨城農業改革

坂東地域アグリ通信

平成28年10月20日
坂東地域農業改良普及センター 発行
Tel : 0297-34-2134 Fax : 0297-34-3291

平成28年度坂東地域経営管理研修会を開講中

普及センターでは、『複式簿記の理論コース』と『パソコンによる簿記記帳実践コース』の2コースからなる「坂東地域経営管理研修会」を開講しています。

『複式簿記の理論コース』は、2日間で複式簿記の仕組みを理解し、3日目にパソコン簿記ソフトの操作の流れを体験する、3日間で1セットの講座です。今年は6月と9月に1セットずつ開催しました。講座では、ホワイトボード用紙をベニヤ板に張り付けて独自に作成した大きな元帳と仕訳帳を掲げ、受講生の目の前で書いて説明するスタイルで行っていますが、「わかりやすい」と好評です。9月の講座終了後アンケートを取ったところ、受講生の8割が「本年あるいは来年から『パソコンによる簿記記帳実践コース』に参加してみたい」と回答しました。

『パソコンによる簿記記帳実践コース』は、「貸借対照表付きの決算書で青色申告をしたい」という意欲のある農業者を対象にしたコースで、毎月1回、普及センターで開催しています。普及センターでは今後も、パソコン簿記に取り組む農業者を継続的に支援していきます。



いばら4Hクラブが諸川小で食育活動を行いました

10月14日（金）、古河市三和地区の農業後継者クラブ「いばら4Hクラブ」は、食育活動として諸川小学校が取り組むのサツマイモ掘りを支援しました。このサツマイモは5月に4Hクラブと普及センターが連携して、2年生の児童と定植を行ったもので、普及センターは土壌診断と栽培指導を担当しました。



夏場には草取りなどをしながら生育を見守ってきたサツマイモが、無事収穫の時期を迎えました。児童たちは、まず自分たちが植えた苗が大きくなったように驚き、土を掘ってイモが姿をあらわすと、より一層大きな歓声をあげました。ツルの長さやイモの大きさを競うように夢中になって作業し、大盛り上がりの収穫となりました。児童たちは定植から生育の様子、収穫までを通して見ることができ、農業への理解が深まる良い機会となったようです。

普及センターは今後も後継者支援と児童への食育活動を通じて、地域農業の魅力を発信していきます。

あぐりー揆が関東ド・マンナカ祭りに手打ちそばを出店

10月8日(土)・9日(日)、古河中央運動公園にて開催された同市主催関東ド・マンナカ祭りへ、地元農業後継者クラブ、あぐりー揆が模擬店を出しました。当日は100を超える店舗が出店していましたが、普及センターと4Hクラブが連携し手打ちそばを販売した模擬店は特に人気があり、用意した600食はあっという間に完売となりました。

クラブ員自らが地粉で手打ちしたそばと、地元産の食材をふんだんに使用したかけ汁とを合わせた「農家の作った手打ちそば」の美味しさは際立ち、来場者からは「野菜もそばもおいしかった」「そばはコシがあり食感も素晴らしい」などの声が多く聞かれました。普及センターは今後も後継者と一緒に、地元農産物の振興やPRを図っていきます。



岩井4Hクラブが将門まつりで野菜の直売活動を行います！

11月13日(日)の坂東市で開催される将門まつりにおいて、岩井4Hクラブが野菜の直売活動を行います。岩井4Hクラブは旧岩井市内の農業後継者クラブです。自分たちでつくった野菜を通じ、岩井の野菜の魅力を知ってもらうことを目的として、毎年直売活動を行っています。普段はネギ、レタスを栽培しているクラブ員が多いですが、この活動のために、新しい品目にもチャレンジしています。

当日は、ネギ、レタスの他に、春菊、カリフラワー、白カブ、赤カブ、パンジーなども店頭並びます。是非足を運んでください。

日時：11月13日 10:00～16:00 (品物が無くなり次第終了)

場所：坂東市岩井商店街歩行者天国 (岩井郵便局となりに出店)

販売品目：ネギ、レタス、チンゲン菜、ほうれん草、キャベツ、小松菜、春菊、ブロッコリー、カリフラワー、白菜、白カブ、赤カブ、赤ダイコン、青長ダイコン、ダイコン、パンジーほか



昨年の様子

11月 土壌診断実施日のお知らせ

土づくり推進のため土壌診断を受け付けています。個人等の農家の方が対象です。

11月11日(金)

11月25日(金)

※実施日は変更になることがありますので、ご了承ください。また、結果のご連絡には数日かかる予定です。



編集後記

今月号からアグリ通信編集担当になりました荒井と申します。今年度から坂東普及センターに異動して参りました。どうぞよろしくお願いいたします！(荒井)



対策

- 農業機械にエンジキーをさしたまま放置しない。
- 田畑、農道等の住居から離れた場所やハウス内に農業機械を放置しない。
- 農業機械を施設の上、施設された倉庫等に保管する。
- 農業機械に警報器、ハンドルロック等の盗難防止用品を設置する。
- 倉庫等に、防犯灯(センサー付きライト)、防犯カメラ等を設置する。